

令和7年 第12回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和7年11月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和7年11月26日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和7年11月26日 午後2時00分			議長 青山 晴重	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 7名 欠席 3名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸田 学	×	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	○			
	6	菊地 哲也	×			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	×			
会議録署名委員	7番	田中 恭一		8番	西岡 正雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和7年第12回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は7名でございます。 本日の欠席委員は1番丸田学委員、6番菊地哲也委員、9番吉田新一委員の3名です。 したがって、総会は成立いたします。
日 程 1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番の田中恭一委員及び、8番の西岡正雄委員にお願いいたします。
日 程 2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日より一日といたしたいと思ひます。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日より一日といたします。
日 程 3	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。
議案1号	議 長	議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局長より説明願ひます。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R7.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります佐々木哲三委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	2 番委員	後継者については、地域の部会等にも積極的に参加しており、今後の地域におけるリーダーとして活躍してもらえんと思っております。特段問題はございません。
	議 長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定いたします。
議案 2 号	議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。

議 事 の 経 過 (R7.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります私からご説明をします。
	議 長	問題がありません。
議案 3 号	議 長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 1 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました曾川委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	4 番委員	11 月 13 日(木)に農業委員 3 名、事務局 3 名、 ■■■■ で現地を確認しました。現況としては雑木等の植生が著しく、今後農地として活用するのは難しいと判断しましたので報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 1 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R7.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
議案 3 号	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました曾川委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	4 番委員	同じく 11 月 13 日 (木) に農業委員 3 名、事務局 3 名、 ■■■■ で現地を確認しました。耕作を行わなくなってから数十年経過しているとの報告を受けており、現況は雑木等の植生が著しく、今後農地として活用するのは難しいと判断しましたので報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 3 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました曾川委員長より、調査結果の報告をお願いします。
議案 3 号	4 番委員	同じく 11 月 13 日 (木) に農業委員 3 名、事務局 3 名、 ■■■■ で現地を確認しました。2 番案件と同様で、耕作を行わなくなってから数十年経過しているとの報告を受けており、現況は雑木等の植生が著しく、今後農地として活用するのは難しいと判断しましたので報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R7.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 3 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
閉 会	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の内 3 番の件は、可と決定いたします。
	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 7 年 第 1 2 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。